

催し アクシスの夕べ Part106 ~横笛編~

とき/8月16日(土) 開場 18:30 開演 19:00
ところ/アクシスカつらぎ 多目的ホール
出演者/福原洋子、福原百恭
入場料/無料
市役所文化振興課 055-948-1428

催し 人形劇 たのきゅうのうわばみだいじ

うわばみに出会った旅一座の人気役の「たのきゅう」が、変装してみせたところ、うわばみに気に入られ弱みを教えてもらいました。
村に帰ったたのきゅうは、そのことを村人に話してしまいます。怒ったうわばみが仕返しに…。
とっさの機転で、ピンチを乗り切ったたのきゅう！ハラハラドキドキ、とっても楽しいお話をお届け

けします。
とき/8月20日(水) 10:00~(1時間程度)
ところ/大仁市民会館
入場料/無料
出演/劇団 すぎのこ
大仁児童館 0558-76-1346

催し 県民の日イベント in 県総合健康センター

とき/8月23日(土) 9:00~16:30
ところ/県総合健康センター (三島市谷田)
内容/①和太鼓奏者 片岡亮太さんによる健康講座と演奏会②お部屋deとれたて!マイ畑を親子で作って健康機能野菜を食べよう!③親子食育クッキング教室④青空ヨガ⑤無料大腰筋マシン体験教室⑥フィットネス体験!~女性の為に⑦親子でチェー

ンソー体験と木を使った自由工作
⑧牛乳パックでマイ畑体験&豆苗入り餃子、ピザ試食会⑨無料卓球講座・デモンストレーション⑩トレーニングルーム・卓球台無料開放、その他、ダンスステージイベント、体組成測定器 Inbody 無料測定、AGE 測定会、鉄道模型展示、しゃぎり演奏、授産品・飲食販売など
参加費/すべて無料
申込み/①~⑤参加希望の人は8月20日(水)までに電話、または窓口で申し込みください。他のイベントは申し込み不要です。
県総合健康センター 055-973-7000

催し 三島夏まつり 伊豆物産展

とき/8月15日(金)~17日(日) 各日 15:00~20:30
ところ/みしまプラザホテルギャラリーアネックスロビーホール

催し 下水処理場で学び、遊ぼう ~県民の日イベントを開催~

遊びながら下水道施設について学んでみませんか。参加料無料、申し込み不要。誰でも参加できます。
とき/8月21日(木) 9:00~15:00 (12:00~13:00は除く)
ところ/狩野川東部浄化センター管理棟2階(函南町間宮420-1)
内容/場内見学、微生物観察、工作、下水道アニメ放映、スタンプラリーで景品をゲット
静岡県下水道公社 狩野川東部事務所 055-978-7517

販売品/温泉まんじゅう詰合せ・入浴剤・バームクーヘン・わさび漬・丹那牛乳菓子類など
特典/①15:00~先着50人に三島のゆるキャラのフィギアをプレゼント②17:00~先着100人に各市町の商品お楽しみプレゼント
三島夏まつり実行委員会 055-971-5000

催し ふじさんっこ 応援フェスタ

子どもと、子育て中の皆さんのためのイベントです。親子で楽しむ、かつ、子育てに役立つブースやステージでの催しが盛りだく



社会教育委員からのメッセージ

社会教育委員会の活動について (最終回)
社会教育委員会事務局



会議の様子

市役所社会教育課 055-948-1461

毎月のこのコーナーでは、市の社会教育委員が各々の活動から得た社会教育に関する情報や考えを紹介してきました。今月は社会教育委員とはどのような存在なのか、また、どのような活動をしているのか紹介します。
社会教育委員とは、社会教育法の中で位置づけられた委員であり、県や市町ごとに存在します。委員は各自自治体から委嘱され、それぞれの地域で社会教育に関する諸計画の立案や、教育長を経て教育委員会に助言するなど、社会教育の振興に貢献しています。
伊豆の国市社会教育委員会は2年任期で、市から委嘱された18人の委員で構成されています。
活動の一つに、年6回の定例会があります。この定例会では、社会教育事業の計画および報告の審議や、社会教育関係団体補助金の審査などを行っています。毎回、終了後には部会を開き、委員が自ら決めたテーマに沿って研究・調査活動などを行っています。
また、静岡県内や東部地区の研修会、各種社会教育事業(成人式、子ども若者育成支援大会、市駅伝大会)などへの参加、奉仕作業として毎年狩野川の清掃を行っています。
今年度は、今年1月、市教育委員会から「社会教育施設・社会体育施設の今後の在り方・活用方法について」意見を求められたので、9月の回答に向けて毎月、会議および部会を設けて、「市民にとって、より安全で使いやすい施設にするためには、どのようにしたらよいのか」などの調査や議論を進めています。
社会教育という広い分野ではありませんが、生活様式や個人の価値観が多様化している現代社会において、地域の課題解決などに対応できるよう、今後も日々努めていきます。
最後になりますが、この連載は今月号をもって終了となります。長い間、ご愛読いただきまして、誠にありがとうございました。

あなたも狙われるかも! 悪質商法にご用心 ⑦ インターネット上の無料・おためしサンプル広告にご注意を!

インターネットで友人・知人とお互いの出来事を報告し合うSNSサイトが、現在広く利用されています。
最近このようなSNSサイトに、「無料サンプルご提供」などのサンプル広告を見かけます。これを見た消費者は、サンプルを注文しただけのつもりだったのに、実際は有料の定期購入となっており、クレジットカード決済が行われてしまったといったトラブルが発生しています。このようなケースでは、サブリ販売事業者の規約に「サンプル提供後、一定期間内にキャンセルの申し入れが無い場合、自動的に定期購入の申し込みをしたものとする」などと定められている場合があり、事業者はこの規約に基づいて請求しているものと考えられます。消費者としては、まさかその



「無料・おためし」の商品選びは慎重に

ような規約があるとは到底想像できません。また、実際に規約の内容も知らなかったのであれば、規約に基づいた合意は成立しているとはいえません。よって、このような場合は、消費者はサブリ購入代金の支払いをする必要はありません。「無料」という場合、このような危険性があることも十分に認識したうえで、安易に申し込まないようにしてください。

(文と絵) 司法書士 山田茂樹